

第2回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成24年8月29日(水) 午後1時55分～午後5時05分
- 会 場 村上市役所 5階 第5会議室
- 出席者 行政改革推進委員会委員 10名
副市長、財政課長、財政課行政経営係員 2名

(午後1:55 開会)

1 開 会

2 会長挨拶

皆様暑い中また、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

第2回ということで村上市行政改革大綱前期計画の平成23年度の取り組みに対する諮問となっております。

今回は、このことについて委員の皆様からいろいろご意見をいただきながら次回に答申したいと考えております。

大体午後4時をめどに会議を終わらせたいと考えていますのでよろしくお願いします。

3 報 告

- (1) 平成23年度各種事業実績の公表について【資料No.1】

会長

それでは、平成23年度各種事業実績の公表について①補助金交付事業及び②指定管理者事業について事務局より説明をお願いします。

「(1) 平成23年度各種事業実績の公表について【資料No.1】」事務局が説明。

補足：昨年度から補助金事業の実績報告及び指定管理者導入施設の事業報告を公表しており、今年度は平成23年度分を9月1日市のホームページで公表予定です。

質疑

委員

市として課題のある補助金制度及び施設としてとらえているもの、この補助金制度・施設をこの委員会で検討してもらいたい等ありましたら説明をお願いします。

財政課長

施設に対しては、各自治会に集落集会施設の譲渡を進めています。しかし、各自治会によっては登記費用の捻出等、条件が整わず指定管理者制度を継続する施設と譲渡した施設が混在していく形になります。それぞれの自治会での差が出てくるのが課題となっています。

あと、市の体育の向上のためNPO法人を各地区で立ち上げていただいておりますが、各体育関連施設を指定管理していただいておりますが、まだ山北地区にNPO法人ができないということがありまして各地区でバランスが取れていないという現状です。これが体育施設に対しての課題となっています。

補助金につきましては、補助金という名称を公表していますが負担金等のものはいまだ公表できておりません。

同じような性質なのに公表されているもの、されないものがあり不都合さを感じております。

それに合併前の事情を引き継いだ補助制度があり、それぞれの補助の金額に差があり、ご批判をいただいております。一般的な基準を策定することが課題となっています。

委員

資料No.1-2 に公募・限定と記載されていますがこの意味はどのようなものですか。

財政課長

公募とは、広く一般から施設の管理運営を公に募集するものです。一定の条件を付けて募集するものもあります。施設の運営が収益的に成り立つ施設を中心に公募をしております。

限定とは、特定の団体に施設の管理運営をお願いするものです。収益的に成り立つことが難しい施設と関係が深い団体に管理運営していただいた方が効率的という考えによるものです。

例として、集落集会施設はその集落の方が利用する施設ですので集落の方に管理運営をお願いすることが効率的という事で限定指定にしております。

体育関連施設は、NPO法人育成の面から限定してその団体をお願いしております。

施設の管理と、様々な体育行事をお願いすることでNPO法人を設立した経緯がありますので、限定指定しております。

委員

体育関連施設に関して所管の生涯学習課は関与せず管理運営しているのでしょうか。

財政課長

生涯学習課と連携をとりながら運営を行っております。

委員

これを公表する意味はなんですか。

事務局

市の公金を支出しているものですので、透明性・公共・合理性を含めまして皆様によく知っていただくことを目的とし、公表しております。

委員

【資料No.1-1】平成23年度補助金の実績一覧表には、これだけの補助金制度がありますが、これはどんな経緯で補助金制度になったかお聞かせください。

個人または団体からの要望で補助金制度になったのでしょうか。

財政課長

国・県・その他関係団体の施策として制度を作り、市が窓口となっている補助金制度があります。また国・県・市がそれぞれの割合で連携し、支出している補助金制度もあります。

そして市単独で補助金を支出している補助金制度があります。

先の2つは、市が窓口となりいったん全額交付し、あとで国・県から市に対して割合分金額が交付されます。

市単独で交付している補助金制度は、個人または団体からの要望を受ける場合もありますが、市の政策として制度を制定するものが多いです。

最近制定し、募集しました住宅用太陽光発電システム設置補助金制度ですが、クリーンエネルギーを推進の目的を達成するため、市が主導で制定したものです。

委員

補助金実績一覧表に「補」とあり、当初予算欄に金額がなく、補正予算欄に金額があるものはどういうことでしょうか。

財政課長

年度の途中で国・県または、市としての施策として新たに制定した場合、補正予算を組んで支出しているものです。

委員

【資料No.1-2】平成23年度指定管理者導入施設事業報告のまとめを見ますと神林地区の公園及び集落集会施設は指定管理していないことになっていますがなぜですか。

財政課長

現在、指定管理を受けていただける施設を優先的に指定管理させていただいております。

条件が合わず市直営で管理している施設もありますし、集落集会施設に関しては集落自治会の建物になっているものがありますので、それは市の施設ではありませんので掲載されていません。

委員

施設見直し計画での管理手法として、ほとんど「直営＋アウトソーシング」とありますが、年度計画に対するアウトソーシングの進捗率及び経費縮減率はどの程度でしょうか。

財政課長

アウトソーシングとは外部委託のことですが、数値化した資料は現在ありません。

計画ではアウトソーシングを推進していますが、施設によっては様々な条件に合わず、市の意向だけでは進まないところもございます。

ただ、条件を整えば、利害のある方に管理していただいた方が効率的ですし、地元の雇用を生む場合がありますのでアウトソーシングを推進しています。

委員

No.17 医師会訪問看護ステーション補助金の予算額が 1,000 円となっておりますが、交付に係る事務費の方が高くなってしまわないのでしょうか。

また、No.6 の生活交通確保対策補助金ですが、事業所に対して赤字補てんしていることでしょうか。

財政課長

No.17 医師会訪問看護ステーション補助金の当初予算額ですが、予算上に補助金の項目だけ計上するためだけですので実際には交付していません。

No.6 生活交通確保対策補助金ですが、採算の採れない路線に対して市民の生活交通を維持するため、補助金を交付しています。

委員

No.87 プレミアム付き商品券発行事業補助金ですが、5 千万円以上の補助金が使われていますが、目的はどんなところでしょうか。

財政課長

地域の商店売り上げ増進が一番の目的となっています。

委員

実際にはこの商品券を発行しても通常の生活品に使われ、各商店の売り上げはほとんど同じになっています。

しかも、商品券を取り扱っている商店は 2%の換金手数料が取られて売り上げ促進には実際になっていないのが現状です。

プレミアム商品券発行事業補助金に対しての効果は非常に疑問を感じています。

財政課長

おっしゃる意見は、所管の商工観光課でも受けています。プレミアム商品券の制度は、商工会議所が主体として行っていますので、どう変えるかを商工会議所で毎年議論しているようです。

会長

皆様ほかに質問等ありますでしょうか。

<他なし>

4. 諮問

会長

それでは次の4. 諮問に移ります。村上市行政改革大綱前期実施計画の平成23年度取り組みに対する意見について市から諮問があります。

副市長から会長へ「村上市行政改革大綱前期実施計画の平成23年度取り組みに対する意見について」を諮問

副市長

改めて一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様に対しましては、大変お忙しい中お集りいただきありがとうございます。市長所用による不在のため、私から一言ご挨拶を申し上げます。

村上市行政改革大綱前期実施計画の平成23年度取り組みに対する意見について諮問をさせていただきました。

このまとめにつきましては平成23年度に行政内部で実施をし、行政改革本部会議で検証をした結果となっております。

なかには実施されていない、取り組んでいない項目もございます。これらを踏まえ、委員皆様に評価及び意見をいただき次の行政改革につなげていきたいと考えております。

行政改革はこれで終わったということはありません。よりよい住民サービスをするために行うものがあります。経費を節減してその分住民サービスにつなげていきたいと考えております。

皆様の忌憚のないご意見を答申していただきますようお願いいたします。

(副市長退席)

5. 議事

(1) 村上市行政改革大綱前期実施計画のH23年度取り組みに対する意見について【資料No.2】

会長

それでは5. 議事に入らせていただきます。村上市行政改革大綱前期実施計画のH23年度取り組みに対する意見について事務局から説明をお願いします。

「(1) 村上市行政改革大綱前期実施計画の H23 年度取り組みに対する意見について【資料No.2】」事務局が説明。

補足：昨年度から前期実施計画に対して個別に取り組み及び内部評価の過程が分かるように進捗管理表を個別に作成しております。

昨年度は、【資料No.2-4】にあるとおり「進捗管理表を見て、気づいた意見・感想を持ち寄り、それを委員会で協議してまとめる。」という取りまとめ方法でした。

【別表】により個別意見及び全体を通しての意見・感想をいただきまして個別意見は全て進捗管理表の委員会意見に記載し、全体を通じた意見・感想に対しては文書形式にしたうえ、全体意見及び個別意見をまとめて答申していただきました。

会長

事務局から3案提案いただきましたが、皆様はどういう方法がよろしいでしょうか。

委員

内部で評価しているものに対して、特にA・Bに対して違う意見は出てこないと思います。そしてC・Dは内部で悪いと分かっていることなので改めて意見としていうことがないと思われま

す。全体的に評価しづらい部分が多々あります。

委員

担当職員にヒアリングを行い評価できればいいが、この紙面により評価するのはなかなか難しい。

会長

事務局にお伺いします。この行革担当評価及び本部会議評価はどういう経過で評価したのでしょうか。

事務局

行革担当評価は、私どもで各課からの進捗管理表を精査し、評価しました。

会長

個別に所管課担当者にヒアリングを実施しましたか。

事務局

疑問な点は、各担当に聞いたりした経緯はありますが、特にヒアリングを行ったことはありません。

会長

本部会議評価も同様でしょうか。

事務局

本部会議は本部員に各課長がなっていますので、疑問なところはその場で議論し、評価しました。

委員

【資料No.2-3】の〈取りまとめ方法案〉（1）イに近いですが、委員それぞれに得意分野がありますのでそれぞれ担当の個別表を決め、意見を出す方法がいいのではないのでしょうか。

委員

前委員は計画策定から関り、取り組み内容に対して把握していたと思うので様々な意見が出たと思います。

今回委員が刷新され、計画策定に関わっていない委員ばかりであり、計画策定内容及び経緯等の説明がない私たちでは、前委員との理解の度合いがあまりにも違いがあります。この状況では意見はなかなか出にくいのではないのでしょうか。

しかし、各個別表を自分なりに見ますと深く入っていきける個別表があります。それに対して意見を出すことはできると思います。

各項目で分担を決めて意見するのではなく、自分の入り込みやすい、知識のある個別表をそれぞれ探し出し、意見を出したほうが良いと思います。

昨年の取りまとめ方法と同様にしたほうが良いと思います。

会長

確かに前委員は、計画から関わっていて実施の部分に対して意見・感想が出やすいと思います。

明らかに私たちとの理解の度合いが違います。

なかなか難しいとは思いますが、市からの諮問を受けましたので何かしらの意見の答申をしたいと思えます。

先ほど2つの方法が出ましたが、私なりには特段担当を決めず、それぞれの項目に目を通して自分の知識に合ったものに対して意見を出す方法が良いと思います。

誰がこの分野に精通している等がまだ分からない中、それぞれの担当を決めることは難しいと思われまます。

委員

全体的なことを含め、昨年度の委員会意見がどれだけ行政として活かされているか、活かしているか、活かしていないか、活かしているかが個別表の紙面等では見えてきておりません。この委員会の存在意義にも関わりますので、取りまとめ方法以前に示していただきたい。

財政課長

紙面上には委員会意見に対する回答等は記載されておきませんが、この意見は行政改革本部会議にて委員会意見を提示させていただいておきます。この評価・意見を基にして本部会議・担当課で検証し、次年度にできるだけ実施・反映しておきます。

それなので、私どもの希望とすれば、各委員の市民目線の意見を数多くいただき、次年度につなげていくことが重要と考えておきます。

委員

やはりたった2回の会議で、しかもこの個別表紙面のみを見ただけで意見を出すことはとてもできません。ちぐはぐな意見も出てしまう可能性が多くあります。

やはり紙面のみではなく、各事業内容と取り組み内容・現状の課題を各担当課長に説明してもらう機会を作ることはできないのでしょうか。

財政課長

それは可能です。

すべての担当課長に取り組み内容を聴取するのか、特定の項目をピックアップして聴取するのかをこの委員会で決めていただければ事務局で手配させていただきます。

委員

内部評価がC・Dの取り組み内容の担当課長に聴取したいと思います。

会長

それでは、すべての課長に時間がかかるとお考えですのでC・Dの評価の課長に取り組み内容及び現状の課題の説明の機会を求めることでよろしいでしょうか。

委員

1つの取り組みの説明・現状の課題に対して必ず質問があるので1時間程度では終わらないと思われます。

本来は、委員の言われた方法が一番良い意見が出ると思われますが、限られた時間では各課長に聴取を求めることは困難と考えます。

委員

1つ2つの課の課長でもかまいません。行政の各課長の生の声が聞きたいと思います。

委員

そうしますと全体的に偏った個別意見になり、全体的な意見もぼやけたものになるのではないのでしょうか。やはり全体的にC・Dの評価のあるものに意見を出したいと当委員会で決定した場合は、C・Dの評価の担当課長全員に聴取すべきと思います。

委員

A・B評価だから問題・課題がないとは言い切れないものもあります。

例えば1-2-1-2で定員数が計画以上に縮減しているといっても、それに見合う人員配置がなされているのか、業務も減っているのか、その分臨時職員で賄っているのではないかな等の疑問が出てきます。

C・Dだけに限定するとういのもおかしいと思われます。

やはり、取り組み内容を聴取する場合は、全課長を対象にするべきと考えます。

委員

事務局にお伺いいたします。

この所管評価とは、担当課の誰が評価したものでしょうか。

財政課長

取り組みを行っている担当者が自己評価をし、課長の伺いをしたうえで提出されたものですので課の評価となっています。

担当課の考えとしては、所管課自己評価以前に、行革担当評価・本部会議評価よりも委員会意見が重要となり、気になる部分となっております。

会長

行政内部と行政の外部の考え方の違うことが多々あると思います。そういうことが意見として出ると行政内部としては非常に参考になると思われれます。より多くの意見が出るのが大切だと思います。

それでは、取りまとめ方法に戻りますが、先ほどから言われたとおり課長に聴取するにしてもどれを対象に行うべきでしょうか。

委員

先ほどもありましたが、昨年度の委員会意見に対して、特に質問に対して紙面上での回答・対応が全くありません。この状態で各課長に聴取しても「昨年の委員会意見についてはどう対応しましたか」としか聞けません。

前段階として一覧表でもいいので昨年度の委員会の意見に対する回答・対応方法の資料を提示していただきたいと思います。

委員

個別表ですが、委員会の意見に対する対応・回答が分かるような書式がいいと思います。

財政課長

検討し、来年度の課題といたしたいと思います。

委員

やはり時間的余裕がないので課長に聴取は難しいと思います。

それぞれの課長に聴取するにしても1時間では済まない話になってきますし、各委員・課長のスケジュールも合わなくなると思います。

事務局の希望として【資料No.2-3】にあるスケジュールを見ると10月末には答申をして、新年度予算の編成に反映させたいようですので日程的時間がないと思います。

ですから、昨年度の委員会と同様の取りまとめ方法が良いと考えます。

委員

時間的余裕がないということでしたら、少なくとも昨年度の委員会意見・質問に対する回答・対応方法等だけでも一覧表でいいので回答をいただきたいと思います。

それを見ながら個別及び全体的に意見を出したいと思います。

委員

そうですね。それがいいと思います。

会長

それでは、昨年度の委員会意見・質問の中でどれを回答してもらおうか決めてもらいます。

委員

事務局にお任せできますでしょうか。

財政課長

事務局として、これは回答してもらった方がいいというものを選定し、各課に照会をかけることはできます。

会長

それでは、事務局で選定した昨年度の委員会意見（要望を除いた）に対する各課の回答・対応方法の一覧をいただき、それで補填しながら内部評価がC・Dのものを中心に自分が個別に意見を出せるものは個別に意見を出して、全体的にも意見を出すという取りまとめ方法でよろしいでしょうか。

委員

回答した一覧表はいつごろ送っていただけるのでしょうか。

財政課長

2週間ほど時間をいただければ各課に照会をかけ、各委員に配布させていただきます。

次回の委員会の日程を決めていただければそれまでに取りまとめのうえ、提示させていただきます。

会長

その他、特に疑義がある場合は、早急に事務局に依頼をし、回答をいただくことということでお願いします。

日程的には、9月14日（金）まで各項目の回答された一覧表を各委員に配布していただき、9月24日ころを目途に今年度の意見を各委員から事務局で集約してもらい、次回委員会で各委員の意見を提示するという日程でよろしいでしょうか。

委員

はい。

6. その他

会長

それでは、その他何か事務局でありますでしょうか。

「平成24年4月1日現在臨時職員数」「財政計画（普通会計 中期財政収支見通し）」「村上市保育園等施設整備計画検討委員会設置要綱」について事務局から説明。

7. 次回の日程について

日 時：平成24年10月2日（火） 午後2時00分～

8. 閉会

会長

それでは、本日はこれで閉会といたします。皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。

（午後5：05 閉会）

以上、第2回行政改革推進委員会会議要約の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成24年 9月20日

会 長 高橋 武志 印